

社会保険 ひろしま

第5号

- 令和2年4月から被扶養者の認定要件に新たに国内居住要件が追加されます
- 「被扶養者（異動）届」・「第3号被保険者関係届」
- 年に一度は必ず健診を受けましょう！
- 令和2年度健康保険料率は10.00%→10.01%に（広島支部）
- インセンティブ制度とは？
- 身元保証に関する改正・見直しが必要です・他
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 社会保険協会からのお知らせ

4
2020
令和2年



縮景園

日本年金機構からのお知らせ

令和2年4月1日から被扶養者の認定要件に 新たに国内居住要件が追加されます。

この度、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、「健康保険の被保険者に扶養されている者(被扶養者)」の認定要件に新たに国内居住要件が追加されます。

国内居住要件の考え方

改正後の健康保険法第3条第7項に定める「住所」については、住民基本台帳に登録されているかどうか(住民票があるかどうか)で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

国内居住要件の例外(海外に居住しているが被扶養者となる方)

日本国内に住所がないとしても、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

国内居住要件の例外に係る記載事項

日本国内に住所がないものの国内居住要件の例外に該当する場合には、健康保険被扶養者(異動)届に国内居住要件の例外に該当する旨の記載を行い、届出が必要です。

< 添付書類の例 >

国内居住要件の例外	証明書類
① 外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保護又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

日本年金機構からのお知らせ

今回の改正に伴い、令和2年4月1日より国内居住要件の例外等に該当した際に記入する欄を設けた以下の届出様式に変更予定です。
※下記の届出様式については調整中のため、今後変更の可能性があります。届書としての使用は出来ません。

様式コード 2202	協会掌事業所用 健康保険 国民年金	被扶養者(異動)届 第3号被保険者関係届	
令和 年 月 日提出	事業所整理記号	事業所 〒	受付印
事業主 氏名	事業主 氏名	事業主等受付年月日	令和 年 月 日
事業主 電話番号	事業主が確認した場合に ○で囲んでください。	1.確認	収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税上の 控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。
被保険者 整理番号	氏名 (フリガナ) (氏名)	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和
取得 年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	収入 (年収)	円
住所	1.同居 2.別居	職業	1.無職 4.その他 2.パート(3.年金受給者) 収入(年収)
配偶者 氏名	(フリガナ) (氏名)	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和
住所	1.同居 2.別居	職業	1.無職 4.その他 2.パート(3.年金受給者) 収入(年収)
被扶養者 氏名	(フリガナ) (氏名)	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和
住所	1.同居 2.別居	職業	1.無職 4.その他 2.パート(3.年金受給者) 収入(年収)
被扶養者 氏名	(フリガナ) (氏名)	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和
住所	1.同居 2.別居	職業	1.無職 4.その他 2.パート(3.年金受給者) 収入(年収)

※事業主が、認定を受ける方の続柄を裏面(a)の書類で確認した場合は、B欄⑨(又はC欄⑨)の「続柄確認済み」の□に○を付してください。(添付書類については裏面(a)(b)参照)
配偶者が被扶養者(第3号被保険者)になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。

※被扶養者の「該当」と「非該当(変更)」は同時に提出できません。「該当」、「非該当」、「変更」はそれぞれ別の用紙で提出してください。

扶養に関する申立書(添付書類の内容について補足する事項がある場合に記入してください)

申立の事実と相違ありません。 氏名

全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ

年に一度は必ず健診を受けましょう！

協会けんぽでは、ご本人様(被保険者)を対象とした「生活習慣病予防健診」、ご家族様(被扶養者)を対象とした「特定健診(特定健康診査)」の費用を補助しています。年度内(4月～3月)おひとり様1回に限り、協会けんぽが健診費用の補助をいたしますので、ぜひ受診ください。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要となった方は「特定保健指導」をご利用いただきますよう重ねてお願いいたします。

生活習慣病予防健診

補助あり！

※令和2年度受診分より協会けんぽへの申込みが不要となります

生活習慣病予防健診は、**35歳から74歳までのご本人様(被保険者)**が対象となります。

- ◆ 令和2年度健診案内(対象者一覧・パンフレット等)・・・3月下旬から4月上旬に事業所様あてに送付します。
- ◆ 受診方法・・・①パンフレット記載の生活習慣病予防健診実施機関一覧から健診機関を選び予約します。
②保険証を健診機関に持参して受診します。
- ◆ 費用・・・健診機関により異なりますが、協会けんぽが費用のうち6～7割を補助し、最高でも7,169円の自己負担で受診できます。

特定健診(特定健康診査)

補助あり！

特定健診は、**40歳から74歳までのご家族様(被扶養者)**が対象となります。
なお、健診機関によっては、お住まいの市町村のがん検診を同時に受診できます。



- ◆ 令和2年度健診案内(受診券・パンフレット等)・・・4月上旬にご自宅へ送付します。
- ◆ 受診方法・・・①パンフレット記載の特定健診実施機関一覧の中から健診機関を選び予約します。
②受診券と保険証を健診機関に持参して受診します。
- ◆ 費用・・・健診機関によって異なりますが、パンフレット記載の特定健診実施機関であれば無料で受診できます。

特定保健指導

無料！

特定保健指導は、**上記健診結果をもとに、生活習慣病のリスクがあり改善の必要がある方**が対象となります。

専門スタッフが従業員の方と一緒に生活習慣を見直して、疾病の発症や重症化を予防しようという取り組みです。

ご本人様(被保険者)については、特定保健指導の対象者がいらっしゃる事業所様宛にご案内をお送りしておりますので、届きましたらご希望日等をご本人様と調整のうえ、FAXまたはお電話にてお知らせください。現状を放置しておく、疾病による長期欠勤につながる可能性もあり、事業所にとっても大きな損失になりかねません。健診後の特定保健指導の利用にご理解とご協力をお願いいたします。



～特定保健指導のステップ～



◆ 健診機関によっては、健診当日に特定保健指導を受けていただくことが可能です。

【健診・保健指導に関するお問い合わせは、保健グループ ☎082-568-1032 までご連絡ください。】

全国健康保険協会からののお知らせ 協会けんぽ

令和2年度健康保険料率は10.00%→10.01%に（広島支部）

令和2年度の協会けんぽ広島支部の健康保険料率は、10.01%となり、0.01%の引き上げとなりました。健康保険料率引き上げの要因は、医療給付費の伸びや、下記インセンティブ制度財源分の加算などが挙げられます。

また、全国一律の介護保険料率は、1.79%となり、0.06%の引き上げとなりました（40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が対象）。

広島支部においては、皆様の健康づくりに関する事業の推進や、医療費適正化事業等により保険料率上昇を抑制できるよう更なる努力を行って参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

《健康保険料率》 【令和2年2月分(3月納付分)まで】 10.00% → 【令和2年3月分(4月納付分)から】 10.01%

《介護保険料率》 【令和2年2月分(3月納付分)まで】 1.73% → 【令和2年3月分(4月納付分)から】 1.79%

□ 介護保険料率は全国一律。



保険料率
抑制のカギ！

インセンティブ制度とは？

平成30年度から導入されているインセンティブ（報奨金）制度とは、協会けんぽの加入者や事業主の皆様の健康や医療費適正化への取り組みに応じて報奨金を付与し、健康保険料率に反映させるものです。

具体的には、まず、報奨金の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%（※1）を盛り込みます。そして、健診の受診率やジェネリック医薬品の使用割合などの5つの評価指標に基づいて全支部をランキング付けし、上位過半数となる支部については、支部ごとの順位に応じた報奨金を受け取ることができるのです。

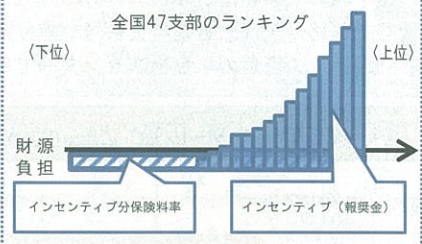
なお、**健康保険料率への反映は、令和2年度が初年度(平成30年度の実績を評価)となります。**

※1…この0.01%については3年間で段階的に導入されます。
令和2年度保険料率には0.004%、令和3年度は0.007%、令和4年度は0.01%が盛り込まれます。

つまり、**皆様の健康づくりや医療費適正化に向けた取り組み度合いによって、保険料率を抑制することが可能**となりました！



《制度のイメージ》



平成30年度の実績は以下の通りです（5つの評価指標ごとの順位）

評価項目	順位
① 特定健診等の受診率	21位
② 特定保健指導の実施率	24位
③ 特定保健指導対象者の減少率	35位
④ 要治療者の医療機関受診率	32位
⑤ ジェネリック医薬品の使用割合	38位

～広島支部の現況～

広島支部の平成30年度実績は、順位が**47支部中38位**のため、令和2年度の健康保険料率を計算する際は、**インセンティブが付与されません。**

順位を上昇させて保険料率抑制につなげるため、5つの評価項目について、積極的な取り組みをお願いいたします。広島支部も全力で皆様の取り組みをサポートさせていただきます！

《問い合わせ先》



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

TEL : 082-568-1011

受付時間：平日8:30～17:15

URL : <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～



広島県社会保険労務士会

身元保証に関する改正・見直しが必要です

民法の「保証」に関する規定の改正により、社員を採用する際の「身元保証」も変わります。
 令和2年4月1日から、採用の際、損害賠償にかかる規定のある身元保証契約については、損害賠償額の「極度額(上限額)」を設定する必要があり、極度額の設定のない身元保証契約は「無効」となりますので、注意が必要です。
 社員採用の際、慣習として身元保証を求める場合、必要性も含めて再検討してみませんか。

高齢労働者の雇用保険料の免除措置廃止

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります。
 そのため、高齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となり、雇用保険料の徴収が必要となります。



YouTubeにて160万PV。ぜひご覧ください。

パパの選択 **検索**



人を大切にする会社づくり

広島県社会保険労務士会



予約相談

ねんきんのご相談・手続きは
 街角の年金相談センター予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ
0570-05-4890

《予約受付時間》毎週月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15

- ◎予約の相談希望日の1か月前から前日まで受付しております。
- ◎ご連絡の際は、基礎年金番号や年金証書をご準備してください。
- ◎お近くの街角の年金相談センターでも受付しております。

相談日 毎週月曜～金曜日(祝日を除く)・第2土曜日
 相談時間 8:30～17:15(週の初日は19:00まで)
 第2土曜日9:30～16:00(広島のみ)

主な相談内容

- ◎厚生年金・国民年金に関する相談及び年金見込み額の試算
- ◎厚生年金・国民年金の請求手続き
- ◎源泉徴収票・支払通知書・年金証書等の再交付
- ◎「ねんきん定期便」などの年金記録についての相談

街角の年金相談センター-広島 広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F 街角の年金相談センター-福山 福山市東桜町1-21エストパルク6F

社会保険協会からのお知らせ

当協会では、令和2年度も社会保険制度を正しく理解していただくために、広報紙の発行、ホームページの充実、参考図書配布、また制度や事務に関する講習会等を実施します。
 4月は、年度のスタートなので、当会事業の様々なご案内をお送りしています。
 その中で会員特典として、特に職場での講習会や健康づくりを応援しています。
 なお、養成講座・セミナー受講は申込期限がありますので、お早めに申込み下さい。
 また、職場への講師派遣については、ホームページをご覧ください、ご希望に沿ったテーマの講師を派遣いたします。
 当協会は会員の皆様のご理解ご協力をいただき事業運営をしております。
 令和2年度の会費につきましても、ご納入くださいますようお願いいたします。

ゴールデンウィークについては、暦通り休業させていただきます。
 ご不便をお掛けしますが、何卒ご了承の程お願い申し上げます。